

令和3年度 第5回 湧別町行政改革推進委員会 会議録

開催日時	令和3年11月9日(火) 13時30分 開会 16時00分 閉会
開催場所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
出席委員等	委員：高橋会長、菊地職務代理者、細川・山本・藤井・黒田・北村・松下・石山・篠田各委員
欠席委員等	なし
事務局職員	企画財政課：因課長、西海谷主幹、奥田主任 総務課：石塚課長、健康こども課：星課長、教育総務課：尾山課長、住民税務課：根子課長、水道課：細川課長
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 確認事項 (1) 第4回行政改革推進委員会会議録の確認について 4. 協議事項 (1) 第3次行政改革大綱について 5. 次回の会議日程について 6. その他 7. 閉会
会議の公開	公開
傍聴人の数	0名
提出資料	・令和3年度 第4回湧別町行政改革推進委員会会議録
会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記) <input type="checkbox"/> 無
その他	

1. 開 会

因 課 長) ただ今より、令和3年度、第5回目の湧別町行政改革推進委員会を開催させていただきます。

設置条例の規定によりまして、会議は委員の半数以上が出席していただかなければならないのですが、本日は10名全員の参加をいただいております。会議が成立しているという事で進めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

因 課 長) それでは、会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

高橋会長) 皆様におかれましてはお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本日は、前回に引き続き第3次行政改革大綱の実施計画の取組事項について、各委員のご意見を頂きご審議して頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

因 課 長) 会議につきましては、これまで同様に概ね2時間を目途に終了したいと思いますと思っております。

それでは、これからの進行については、高橋会長を議長として会議を進めたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

3. 確認事項

(1) 第4回 行政改革推進委員会会議録の確認について

高橋会長) 会議を進めて参りたいと思っております。第4回目の行政改革推進委員会会議録の確認についてでございますが、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

各 委 員) 「意見なし」

高橋会長) 会議録の確認ですけれども、会議録はホームページ等で公開されますので、ご了解願います。

委 員) 解りました。

高橋会長) それでは、次の議題に進みたいと思っております。

4. 協議事項

(1) 第3次行政改革大綱について

高橋会長) 次第の4協議事項の(1)にある「第3次行政改革大綱について」ですが、前回の会議では総務課の取組事項まで審議が終了しており、今回は引き続き残りの取組事項について担当課長より説明いただき、委員の皆様からご意見を頂きたいと思っております。それでは、はじめに事務局より説明をお願いします。

奥田主任) (会議資料及び説明順について説明)

高橋会長) それでは実施計画の説明について担当課長より説明を受けたいと思います。

○No16. 公立保育所等の再編、No18. 公私連携幼保連携型認定こども園
星 課 長) (行政改革実施計画(案)、行政改革実施計画(取組事項参考資料
④)に基づき説明)

委 員) 認定こども、保育所、幼稚園の制度及び運営方法の違いと、公私
連携となった場合の中湧別保育所職員の身分について教えて頂きたい。

星 課 長) まず保育所と幼稚園の違いですが、保育所は保護者が就労により
児童の面倒が見る事ができない場合に預けることができる施設で、
幼稚園は保護者の就労に関係なく、児童に対し教育を行うための施設
となっています。認定こども園は、この両方の児童を受け入れるで
きる施設です。また、国の管轄省庁についてですが、保育所は厚生
労働省、幼稚園は文部科学省、認定こども園は厚生労働省、文部科
学省、総務省の管轄となります。次に公私連携についてですが、施
設関係としては、町所有の施設と土地を無償で民間に提供すること
ができ、複合施設である中湧別保育所には児童センターと保育所の
機能が備わっており、このうち保育所部分だけを無償で提供します。
職員については、民営化となるので基本的には民間の身分となりま
すが、公私連携という形態なので公立と同等の中身で運営すること
を予定しています。職員数については、みのり幼稚園の職員は4人
しかおらず、今後120人規模の児童に対応するには、職員が15
人必要となるため、町の保育士も期間を定めて1から2名程度派遣
し、また臨時職員については法人側の雇用条件を提示させてもらい、
希望者はそちらに身分替えしてもらう予定です。

委 員) 上湧別、中湧別保育所の正職員は何名いますか。

星 課 長) 5名です。派遣する職員以外は湧別、芭露保育所に移ることとな
ります。

委 員) 認定こども園の運営は和光学園が行うということですが、職員の
確保の問題については和光学園でも大変だと思いますが、町として
はどう考えていますか。

星 課 長) みのり幼稚園の職員が4名しかいないので不足部分の対応として
は、町職員の派遣と臨時職員の身分替えで確保しますが、常勤以外

にも調理などでパート職員がおり、その部分についてはハローワークや養成校を通じて募集の体制を取っています。

委員) 保育士と幼稚園教諭では資格が異なりますが、認定こども園で働く保育士は幼稚園教諭の資格を取得していますか。

星 課 長) 資格の問題ですが、若い保育士は養成校で両方の資格を取得していますが、10年ほど前に資格取得した職員は幼稚園教諭の資格期間が10年となっており講習を受講することで資格が継続できる制度となっています。認定こども園としては、両方の資格があることが望ましいので湧別保育所の保育士を含め順次講習を受講してもらっています。また、保育士の資格しかない職員については、法律の経過措置により認定こども園でも従事することができますが、やはり両方の資格を持っていることが望ましいので、この職員についても順次資格取得させるよう町で対応します。ちなみに、未満児の対応については、認定こども園でも保育士の資格だけで対応できます。

○No15. 学校の適正配置

尾山課長) (行政改革実施計画(案)、行政改革実施計画(取組事項参考資料③)に基づき説明)

委員) 湧別地区の義務教育学校が完成しなければ、上湧別地区の義務教育学校の検討は始まらないということですか。

尾山課長) 議会でも町長が答弁しているとおりでありますが、そのような方針となっています。上湧別地区も同時となると客観的には義務教育学校建設に係る工事費による財政的な負担の問題があると思います。

委員) 上湧別地区の義務教育学校を進める場合の問題としては、課長が言われた予算の面もあると思いますが、それ以外で上湧別の各地区からの学校統廃合に対する様々な意見も問題としてはありますか。

尾山課長) 上湧別の各地域には、上湧別地区の義務教育学校に係る検討は湧別地区義務教育学校の完了後と説明しており、また、具体的な開始年度も示してはいません。

委員) 上湧別地区の義務教育学校に係る現町長の方針としては、湧別地区義務教育学校の完了後ということですが、令和4年度からの学校適正配置計画の中では一番重要な項目となると思います。この件については、平成26年の行政改革推進委員会でも小規模小学校の統合に向けた協議を進めるよう附帯意見を出していることから、この

ことについても十分踏まえて頂き進めてほしい。

高橋会長) 委員の皆様の中で、町内で学校統合についてご意見などを聞いたことはありますか。

委員) 富美、開盛小学校の保護者としては、結果的に中学校は同じなので、早くその環境に慣らしたいという思いがあるそうです。また、現在一部行事についても合同で実施しているので、そういった部分も含めて統合してほしいという声もあり、私が聞く限りは反対という意見は聞いたことはありません。

委員) この件については、当時から父兄は反対しておらず、地域の特に高齢者などから学校が無くなると地域から活気が無くなるなどの意見があり、それが一番の問題となっていました。

委員) 学校が無くなることで、地域の崩壊に繋がるとの意見をお持ちの方もいますが、子どものために何が重要か考える必要があると思います。

委員) 芭露学園開校前、芭露の小中学校の運動会は合同で実施していました。大会では中学生が小学生の面倒を見る事となっており、そういった経験を積み重ねた結果、中学生の意識も自分のことより周りの事を考えられるように変化していったと感じています。芭露学園になってからも、児童、生徒共に生き生きと学習できる環境が整っており、こういった義務教育学校の良いところを全面的にPRし、子どものために何が重要であるかを考えてほしいと思っています。

委員) 義務教育学校とそれ以外の学校でも教える学習内容は同じだと思いますが、学習環境が異なることでの学力の格差が生じないかが心配です。

尾山課長) 教育委員会では、義務教育学校を効果的と総括をしており、大々的にはありませんがPRはしています。上湧別地区が義務教育学校となるまでタイムラグがありますので、その間の期間については、学習環境による意識も異なるので格差が生まれるかもしれません。教育委員会としては、9年間の義務教育学校を基本方針としていますが、特にこの3年間は湧別小学校を学力向上のキーステーションと位置付け、対話的な授業スタイルを取り入れ学力向上に努めてきました。その結果、全国学力テストでは全国平均以上となり、その取り組みの効果が出てきました。今後はそのスキルを全町的なものとするため、教職員に対し研修を行い各学校に広める取り組みを進めていきます。また、上湧別地区の学校が義務教育学校に統合する

までは、学校ごとに特色を持たせるため、例えば上湧別小学校はICT教育を、開盛小学校は卒業までに英検5級を取得することを目標とするなど、義務教育学校との格差が生じないよう各学校が特色を持って学力向上に取り組んでいきます。

委員) 町内で学力に格差が生じないよう、上湧別地区についても義務教育学校に統合できるよう進めて頂きたいと思います。

○No25. 衛生施設建設事業、No30. 町税等の適正な賦課及び徴収

根子課長) (行政改革実施計画(案)、行政改革実施計画(取組事項参考資料⑤)に基づき説明)

委員) 以前、社宅を新築しゴミステーションを新たに設置しようとした際に、ゴミステーションの新設については自治会内で調整する必要があると言われたことがありました。ゴミ収集については、住民サービスの基本的な部分であり、町としては新築などにより新たにゴミステーションを設置する場合は、自治会内での調整とするのではなく、もう少し臨機応変に住民に寄り添った対応が必要であると感じました。

根子課長) 委員のご発言のとおりで、その件については大変ご迷惑をおかけしました。町では収集業者と収集拠点や経路などを含め委託契約を結んでいます。年度途中で収集拠点や経路に変更が生じた場合、収集に係る経費も変わってくることから、可能であれば自治会内で調整するようお願いをしている経過がありました。

委員) 町税の徴収についてですが、過去には収納率100%となつたこともありましたが、現状では収納率96%という実績ということですので、引き続き収納率100%を目指し町税の確保をしてほしいと思います。

根子課長) 町としても様々な収納対策を実施し、収納率100%を目指し今後とも努力していきたいと思います。

委員) 固定資産税の賦課ですが、車庫はどのような取り扱いとなっていますか。

根子課長) プレハブのように移設が可能なものは賦課の対象外ですが、基礎がある車庫については、賦課の対象となります。

委員) 町内の賦課の対象となる車庫を、すべて把握できるような職員の体制は取れていますか。

根子課長) 町内にある賦課対象物については、現状の職員体制によりすべて

把握できる状況となっています。

委員) 滞納による差し押さえの状況について教えて頂きたい。

根子課長) 令和2年度の実績としては、差し押さえ件数は15件、金額としては151万1300円となっています。

○No29. 水道・下水道事業の使用料の見直し

細川課長) (行政改革実施計画(案)、行政改革実施計画(取組事項参考資料⑥)に基づき説明)

委員) 湧別町は他の自治体と比べ面積が広いという不利な地域性がありますが、そういった実態に配慮した国からの財政的な支援はありますか。

細川課長) 水道会計は、簡易水道や下水道とは違い公営企業会計となっており、会社と同じように複式簿記や損益計算書などを使用し、収支を合わせるのが前提となります。国からの補助については、基本的には最初の施設整備は補助対象となりますが、料金に対する支援はありません。東京や札幌など人口が多い自治体では、収支が黒字となる場所もありますが、湧別町のような地域性があってもそれに対する補助はありません。簡易水道や下水道についても収支の補填としての補助はありませんが、旭富美地区の簡易水道は道営事業と併せて整備しており、下水道の施設整備には国補助や起債を充てることができます。上水道にはこういった補助が無く、かなり厳しい条件となっています。このような状況を踏まえ、料金改定に向けた検討は必要だと考えていますが、具体的な改定期期については、理事者の判断や議会の関係もありますので、現時点では未定となっています。

委員) 国の補助については施設整備に対するものが多く、上水道の赤字については、町が補填する必要があるということですが、課長の説明のとおり湧別町の水道料金は管内平均と比較した場合、上水道は平均より高く下水道は安い状況となっており、このような現状や課題を踏まえ、料金改定に向けた検討を進めてほしいと思います。

奥田主任) (行政改革実施計画(案)、行政改革実施計画(取組事項参考資料②)に基づき説明) ※行政改革大綱の基本方針の区分ごとに説明

○No1. 自治基本条例の啓発

(意見なし)

○No12. 行政評価システムの有効活用、No14. 公共施設再配置実行計画の推進、
No17. P P P / P F I の推進

委 員) 参考資料②の11ページにある実行計画ですが、これはあくまで現時点での計画であり、ここに示している更新時期が早まることも十分考えられるという事でしょうか。

因 課 長) 計画の進捗状況については、以前の会議でもご説明しましたが、地域の皆様のご意見や施設ごとの使用頻度など様々な状況があることから、現状は計画どおり進んではいません。委員のご質問のとおり早めに実施できる施設については順次進めています。役場庁舎の方向性がまだ決まっていないことから、それに関連する施設については、統廃合が足踏みしている状況です。計画策定から5年経過し来年度から第1期計画の後期となることから、現在、計画の見直しについて検討しています。

委 員) 計画では漫画美術館は廃止となっているが、貴重な収蔵物もあると聞いており、廃止後のそれらの活用方法は決まっていますか。

石塚課長) 漫画美術館廃止後の収蔵物の活用については、現時点では未定ですが、委員からのご意見を含め有効な活用方法について、今後検討していきたいと思っています。

○No26. 財政計画の策定、No27. 事務・事業の検証、No28. 補助金の見直し

委 員) 財政計画の策定についてですが、財政調整基金の残高48億5900万円、地方債の残高103億8100万円ということですが、財政全体に占める割合としてこの数値をどのように捉えていますか。

因 課 長) 令和2年度においては、貯金である基金残高より借金である地方債残高のほうが多い状況となっていますが、湧別町のような過疎地域では地方債の資金区分の一つである過疎債を活用しており、借入に伴う償還額の7割が後年度に交付税算定される仕組みとなっています。また、過疎債以外にも交付税算定される起債がありますので、平均すると地方債の約6割程度が交付税算定されることとなります。したがって実質的には借金より貯金の方が多い状況と捉えています。今後、地方債が増え続けることが予想されますので、決して余裕があるという状況でもありません。

委員) 湧別地区義務教育学校に係る経費についても、地方債に含まれるということですか。

尾山課長) 湧別地区義務教育学校の建設費用としては、全体で約20億円となっており、その一部は地方債を充てているので含まれます。

委員) 補助金の在り方の補助対象経費についてですが、具体的な例としてイベント参加者用に販売しているジンギスカンについては、参考資料の29ページにある補助対象外経費の食糧費として扱われていますが、あくまでイベント参加者が楽しんでもらうためのものなので、事業費とするなど一般的な食糧費と区分できるように補助対象経費の内容を整理して頂きたいと思います。

因課長) 事業の詳細な内容が分からないので、ここではお答えできませんが、補助対象外経費の考え方については、記載のとおり事業に必要なものを除くとしていますので、この件については一度持ち帰り担当課にも確認します。

○No31. 使用料・手数料の見直し、No32. ふるさと納税推進事業

委員) ふるさと納税の仲介業者についてですが、紋別市は市独自で民間業者を募り、そこが業務を行っていると聞いています。産業間ネットワークも関わっている部分でもありますが、湧別町でもそういった方法で実施できれば良いと思いました。

因課長) 仲介業者については色々模索しており、受け皿が町内の業者であれば一番良いと思っています。しかし、インターネットを介して全国の寄附を受け付ける業務なのでノウハウが無いと難しい状況ですが、返礼品は町内のもの限定なので、地元業者のほうで調整しやすい部分もありますので、引き続き検討していきます。

委員) 仲介業者の業務内容について教えてください。

因課長) 仲介業者の業務内容としては、寄附サイトで申し込まれた寄附情報を町と返礼品業者に流し、返礼品代を含めた費用を町に請求します。また、新たな返礼品の開発に向けたアドバイスなども行っています。

委員) 寄附額の何割が経費となっていますか。

因課長) 寄附額の約6割が経費となり、そのうち3割が返礼品業者に支払われますが、町の返礼品は海産物が多く、郵送にはクール便を使用するため一般の物より経費が掛かっています。

委員) 寄附金の使途についてですが、返礼品ありきの寄附ではなく、

上士幌町のように子育て対策に活用するなど、その用途をもっとPRしてはどうでしょうか。

因 課 長) 委員のご発言のとおりで、返礼品目当てではなく、町の特定の施策に対しご寄附頂ければ一番良いと思っています。ふるさと納税の寄附額は全国的に右肩上がりとなっていますが、まだ先行きが不透明な部分もあり、そのため特定の施策の財源とすることが出来ていませんが、今後湧別町への寄附が定着し寄附額が安定した際には、特定の施策の財源とすることも検討したいと思えます。

5. 次回の会議日程について

高橋会長) 続いて、次回の会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

奥田主任) (次回の会議日程について説明)

高橋会長) 次回の委員会は12月上旬とし委員の皆様のご都合を確認した後決定したいと思っております。

6. その他

石塚課長) 前回の会議でご説明した、町ホームページの検索機能についてですが、業者に再度確認したところ、検索結果の一番上に表示される広告は自治体ホームページの場合は削除可能であることが判明したため、現在は広告が削除されホームページ内の検索結果が表示されるように改修されています。

7. 閉会

因 課 長) 長時間にわたり、ご苦勞様でした。以上で、第5回目の行政改革推進委員会を閉会させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。